

○福島市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成28年3月31日規則第59号

福島市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

福島市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成28年規則第59号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認定の申請に添付する図書等）

第2条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- （1）申請に係る住宅が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定の区域内にある場合にあつては、当該規定に適合することを確認できる書類の写し
- （2）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う同法第31条第1項の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）省令」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書の写し
- （3）申請に係る住宅の全部又は一部が品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である住宅にあつては、品確法省令第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- （4）長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う同法第58条第1項の特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験」という。）を受けたときは、同法第59条第2項に規定する試験の結果の証明書の写し又はその他の長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
- （5）登録住宅性能評価機関による日本住宅性能表示基準（品確法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準をいう。）に基づく評価を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が発行した設計住宅性能評価書（以下「評価書」という。）の写し
- （6）申請に係る住宅が建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要な場合にあつては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「建築基準法省令」という。）第2条第1項又は第3条の4第1項の規定による確認済証及び当該確認に係る建築基準法省令別記第2号様式の写し（法第6条第2項の規定による申出がある場合を除く。）
- （7）法第8条第1項の規定による申請の場合にあつては、省令第6条に規定する通知書の写し（法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合にあつては、省令第9条に規定する通知書の写し）

- (8) 法第6条第2項の規定による申出の場合にあっては、福島市建築基準法施行細則（平成11年規則第25号）第7条に規定する図書
- (9) 法第6条第2項の規定による申出の場合であって、当該住宅が建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合にあっては、前号に規定する図書及び同条第7項に規定する適合判定通知書の写し
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第2条第1項及び第8条に掲げる申請書及び添付図書については、用紙及び磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物によるものとする。

（認定の申請に不要と認める図書）

第3条 省令第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第2号に規定する住宅型式性能認定書の写しが提出された場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請に明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 前条第1項第3号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しが提出された場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請に明示することを要しない事項として指定されたもの
- (3) 前条第1項第5号に規定する評価書の写しが提出された場合にあっては、省エネルギー対策等級の算出に必要な計算書

（一戸建て住宅の規模基準）

第4条 省令第4条第1号の規定により市長が定める面積は、55平方メートルとする。

（居住環境の維持及び向上に関する基準）

第5条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の区域内にあっては、地区整備計画に定められた建築物の制限に関する事項
- (2) 建築基準法第69条に規定する建築協定の区域内にあっては、当該建築協定に関する事項
- (3) 次に掲げる区域内の土地に建築されるものでないこと。ただし、市長が長期にわたって存続できると認めた場合は、この限りでない。
 - ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
 - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
 - オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の規定による告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区の区域

（自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準）

第5条の2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準は、建築をしようとする住宅が次の各号に掲げる区域のいずれにも位置しないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合及び市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用

するために必要な措置が講じられていると認める場合は、この限りでない。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（申請の取下げ）

第6条 法第5条第1項から第5項まで、法第8条第1項、法第9条第1項又は法第10条に規定する認定又は承認の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（認定又は承認しない旨の通知）

第7条 市長は、法第6条第1項、法第8条第1項又は法第10条に規定する認定又は承認を行わない場合は、不認定・不承認通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定を受けた計画の取りやめ）

第8条 法第14条第1項第2号の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、取りやめ届（様式第3号）により行うものとし、省令第6条又は第9条（省令第13条の規定による通知を受けている場合は、当該通知書を含む。）に規定する通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告）

第9条 法第11条に規定する認定計画実施者（次項において「認定計画実施者」という。）は、法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により報告を求められたとき、及び省令第7条に掲げる軽微な変更をしようとするときは、認定長期優良住宅状況報告書（様式第5号）により市長に報告するものとする。

3 前項の認定長期優良住宅状況報告書には、軽微な変更の場合にあつては省令第2条第1項に規定する図書のうち変更に係る図書を、その他の場合にあつては市長が必要と認める図書を添えて提出するものとする。

（計画の認定の取消し）

第10条 法第14条第2項の規定による通知は、認定取消し通知書（様式第6号）により行うものとする。

（許可申請書に添付する図書等）

第11条 省令第18条第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書は、福島市建築基準法施行細則第8条に規定する図書とする。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。